

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和4年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月25日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、議案19件が町長から提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

12月定例会初日ということで、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

町長就任1年、12月の定例会から始まって1年たちました。この1年、様々なことがあって、私にとってはいろいろな意味で修行の1年であったかなと、そんな思いの中でおります。

そんな中で、昨日、モロッコで徳山の鹿ん舞、ヒーヤイ、皆さんも新聞で御存じかと思うんですけども、登録されました。いつも私思うんですけど、やはり伝統を伝えてつなげていくという文化というのは、そこにいる人たちもなかなか大変な事として、この前の赤石太鼓のときも私申し上げたんですけど、長く続けるということはなかなか容易なことではない。さらにこれからもそうだと思うんですけども、たまたま徳山の鹿ん舞に関しましては、私、中学校の頃バスケットボール部として、先輩たちが徳山の人が多かった。いつも練習の前に鹿ん舞と言ってこう、そういった運動がバスケット部にあるんですけども、なかなかきついハードな最初の体操として、とにかくあの頃も牡鹿になるのは誰だ、そういった思いの中で友人たちもいろいろ競い合っていたことを思っています。なかなか牡鹿というのは、この年になると私も牡鹿はできないと思って、一歩歩けば駄目になっちゃうと思うんですけど。これから維持していくことも大変なこととして、こうした伝統文化、そういったものがこの町にあるということは、それをいかに持続させていくかということ、誉れだと私も思っていますので、今回こうした登録を受けたことに対して、エコパークもそうですけども、いろいろな意味合いの中でこれからそういった伝統も守っていかなければならないと思っています。

一つ、今年100歳で亡くなった佐藤翁がいるんですけど、奥泉に。私、御教授いつも願ってしまして、そのときに赤石太鼓の話、そのときもお話しさせていただいたんですけど、挨拶で。「菌田君、伝統というのはどういうものか」ということをいつも佐藤さんはお話ししていただいて、私も本当に御教授いただきながら伝えてつなげていくこと、私たちはいつまでもこんな現役でいられない、伝えてつなげていくことをどうするかということをしかりと私自身も肝に据えて、これから先の川根本町、若い方たち、伝統を大事にしながらやっていきたい、そんな思いであります。

いずれにしましても、全てにおいて今本当に後継者というか、そういった方たちがどう伝えていってくれるかということが、これから先の町の残り方とかそういった意味になるのではないかと思っています。いずれにしましても、皆さんもそういった伝統文化、こういうことになりましたから、伝えてつなげていただければと思っております。

本日の議会、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、佐々木直也君、2番、中野浩和君を指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの19日間に決定いたしました。

◇

◎日程第3 議案第52号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

◎日程第4 議案第53号 川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第4、議案第53号、川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第52号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、また、議案第53号、川根本町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、一括して提案理由を説明いたします。

議案第52号は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるに当たり、川根本町定年等に関する条例、川根本町職員の給与に関する条例等の関係する条例について所要の整備をするため、関係する条例の一部改正7本、廃止とする条例1本についてまとめ、整備条例として制定し、一括して御審議いただくものです。

議案第53号は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるに当たり、今回新たに地方公務員法の規定にあります高齢職員の多様な働き方を確保するためのものです。本人が希望した場合に、定年前5年間を取得可能期間とする高齢者部分休業制度を導入するものであり、高齢者部分休業の承認、部分休業取得中の給与の減額の取扱い等について定めるものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第52号及び議案第53号について総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議案となっております議案第52号及び議案第53号については、第1常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号及び議案第53号については、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎日程第5 議案第54号 川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

◎日程第6 議案第55号 川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第56号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

◎日程第8 議案第57号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第6、議案第55号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第56号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第57号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上、4議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第55号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例につい

て、議案第56号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、議案第57号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、関連するものであるので一括してご説明をさせていただきます。

総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」により、平成31年度から令和5年度までを「拡大集中取組期間」とし、簡易水道事業においても3万人未満の市区町村も、令和6年度から公営企業会計へ移行することが必要とされました。

これを受け、本町におきましては、公営企業会計への移行準備を令和2年度から本年度まで3年間行っております。そして、令和5年度から公営企業会計へ移行するに当たり、地方公営企業法の規定に基づき、条例を制定する必要があることから、今回、条例を制定するものであります。

続けて、議案第55号、川根本町簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例、議案第56号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例、議案第57号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

前述の各条例は、議案第54号、川根本町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、各条例において関連部分を改正するものであります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第54号から議案第57号まで総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第54号から議案第57号については、11人の委員で構成する簡易水道事業会計特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号から議案第57号については、11人の委員で構成する簡易水道事業会計特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました簡易水道事業会計特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、簡易水道事業会計特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定いたしました。

特別委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。本日の定例会散会後に議場で簡易水道事業会計特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。



◎日程第9 議案第58号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例
について

○議長(杉山広充君) 日程第9、議案第58号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第58号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。

現在の役場組織体制は、平成29年4月から執行し、現在、教育委員会を含めて13課2局、25課内室の構成となっており、本年度末で6年が経過することになります。

この間、多様化する行政課題や行政需要への対応に努めてまいりました。しかし、現行の組織体制の中において、行政課題への対応及び行政事務の執行に、効率性に欠ける部分が出てまいりました。それが結果としまして、住民サービスの向上や事務効率化に支障が生じていると考えております。

また、今後、移住・定住政策の推進と、行政サービスのデジタル化をさらに推し進めていく方針を踏まえて、今回の組織改編案を編成させていただいたところです。

施行日は、令和5年4月1日であります。

今回の組織の見直し方針としては、第二次川根本町総合計画後期計画を着実に遂行できる体制の構築を目指し、行政サービスを低下することなく、事務処理体制を効率的にすること、指揮命令系統を改め、責任の所在を明確とすることです。

今後、取り組むべき行政課題に的確に対応するため、今回、課設置条例の一部を改正する条例を提案するものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第10 議案第59号 川根本町職員定数条例の一部を改正する
条例について**

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、議案第59号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、同条例第2条において規定する職員の定数について、同条第1項第4号に規定する教育委員会の事務部局の職員と第5号で規定する同委員会の所管に属する教育機関の職員の区分を、教育委員会の事務部局及び教育機関の職員に改め第4号として、同号で規定する定数については、令和5年4月からの町内小学校の再編により、小学校数が2校減となることに伴い、職員の数を2名減とし、26名とするものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第11 議案第60号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例
について**

**◎日程第12 議案第61号 川根本町職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例について**

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第12、議案第61号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 一括説明とさせていただきます。議案第60号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第61号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、関連しておりますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、令和4年8月、民間給与との格差を埋めるため、職員の初任給及び若年層の給料表の引上げと、民間の特別給の支給状況を踏まえて、特別給の年間支給月数を0.1月分、引き上げる勧告を行ったところであります。

町としましては、公務員の労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくものです。

議案第60号においては、特別職の職員で常勤のものと、議案第61号において、町職員の特別給の年間支給月数をそれぞれ0.1月分引き上げる改正を行い、年間4.40月分とする改正を行うものであります。

また、あわせて、議案第61号では、再任用職員の特別給について、年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を2.3月分とする改正と、さらに、一般行政職給料表及び医療職給料表について、民間給与との格差を埋めるために、主に若年層の給料月額の改正を行うものであります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第62号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第13、議案第62号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第62号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の改正は、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録に関する証明等を、コンビニエンスストアなどに設置された多機能端末機を使って交付する際の手数料の減額に関して定めるものです。

マイナンバーカードの取得の推進、コンビニ交付の拡充、加えて自治体DX化及び窓口業務の効率化を進めていくため、この条例に所要の改正を行うものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町奥大井もりのくに)

○議長（杉山広充君） 日程第14、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について、概要を御説明いたします。

「川根本町奥大井もりのくに」につきましては、今回、新たに令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間、指定管理者制度により管理運営を行うに当たり、2社から申請書の提出がありました。

11月16日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、西東石油株式会社、代表取締役社長、西村康正氏を指定管理者として選定いたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第64号 静岡縣市町総合事務組合理約の変更について

○議長（杉山広充君） 日程第15、議案第64号、静岡縣市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第64号、静岡縣市町総合事務組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡縣市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の構成団体の変更は、太田川流域の4市町で構成されている太田川原野谷川治水水防組合が、令和5年3月31日をもって解散することに伴い、静岡縣市町総合事務組合の構成団体が変更となるものであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第65号 令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）

○議長（杉山広充君） 日程第16、議案第65号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第65号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第10号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,610万円を追加し、総額を66億1,630万円としたいものです。

今回の補正は、令和4年台風15号により被災した町道・林道の災害復旧工事に係る調査測量設計費や、農地・農業用施設及び寸又峽夢のつり橋の応急復旧工事費の計上、国の補助事業を活用した産地パワーアップ事業補助金の計上、電気料等の高騰の影響による光熱水費の増額、人事院勧告等に基づく職員人件費の増額が主な内容となっており、財源は国県補助金、災害復旧事業債をはじめとする有利な起債を活用し、一般財源は全て繰越金で構成をしております。

また、第2表の債務負担行為の補正については、もりのくに施設指定管理業務について、令和8年度までに必要となる委託料の限度額となっております。

第3表の繰越明許費については、今年度計上した事業のうち、現時点で年度内に完了が困難である見通しの3事業について、繰越限度額を設定するものであります。

第4表の地方債補正については、歳入歳出予算に計上した過疎対策事業債、合併特例事業債、災害復旧事業債について、借入限度額を補正したいものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いをいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第66号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（杉山広充君） 日程第17、議案第66号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第66号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明します。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、総額を9億2,060万円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく職員人件費の増額と、特定健診に係る前年度の国県補助金の清算による返還金の計上で、財源は一般会計繰入金と繰越金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第67号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第18、議案第67号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第67号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、総額を13億7,450万円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく職員人件費の増額計上で、財源は従前の負担割合に基づき計上しております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第68号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（杉山広充君） 日程第19、議案第68号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第68号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、総額を2億2,390万円としたいものです。

今回の補正は、電気料金高騰を受けての光熱水費の増額計上で、財源は全て基金繰入金となっております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第20 議案第69号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第20、議案第69号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第69号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、総額を1,360万円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく職員人件費の増額計上で、財源は全て一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第21 議案第70号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第21、議案第70号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第70号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、総額を5,920万円としたいものです。

今回の補正は、遠隔診療の際に医師が使用する端末機（タブレット）とマイナンバーカードに対応するためのオンライン資格確認機器の購入経費の計上となっており、財源は全て一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、12月9日午前9時に開会し、委員会付託議案以外の議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

先ほども申し上げましたが、議員の皆さんはこの場で引き続き簡易水道事業会計特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行ってください。

委員会終了後に全員協議会を開会いたします。関係者は大会議室で待機をお願いいたします。

ありがとうございました。

以上です。

散会 午前 9時39分